

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第20号

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成17年四日市市規則第36号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助執行)</p> <p>第7条 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を次条から<u>第12条</u>までの規定に定めるとおり補助執行させる。</p> <p>(<u>教育委員会事務局職員</u>の補助執行事務)</p> <p>第8条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の所掌に係る事務に関する予算に係る支出負担のうち次に掲げるものを除く事務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号。以下「専決規程」という。)</u>の規定において総務部調達契約課(以下「調達契約課」という。)の個別事項とされる</p>	<p>(補助執行)</p> <p>第7条 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を次条から<u>第14条</u>までの規定に定めるとおり補助執行させる。</p> <p>(<u>教育長等</u>の補助執行事務)</p> <p>第8条 教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の所掌に係る事務に関する予算に係る支出負担のうち次に掲げるものを除く事務</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>専決規程</u>の規定において総務部調達契約課(以下「調達契約課」という。)の個別事項とされる発注行為</p>

発注行為

ウ及びエ (略)

(2)から(8)まで (略)

(9) 四日市市楠歴史民俗資料館に関すること。

(10) (略)

(選挙管理委員会事務局職員の補助執行事務)

第9条 選挙管理委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 選挙管理委員会事務局の所掌に係る事項に関する予算(専決規程の規定において調達契約課の個別事項とされる発注行為を除く。)を執行すること。

(2)及び(3) (略)

(専決)

第15条 この規則の規定により市長の事務を補助執行する場合において、委員会等の事務局職員は、専決規程の例により専決することができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる補助執行をする職員は、それぞれ同表の右欄に掲げる職員に相当するものとする。

ウ及びエ (略)

(2)から(8)まで (略)

(9) (略)

(選挙管理委員会事務局職員の補助執行事務)

第9条 選挙管理委員会の事務局職員に補助執行させる事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 選挙管理委員会事務局の所掌に係る事項に関する予算(四日市市事務専決規程(昭和35年四日市市訓令甲第7号。以下「専決規程」という。)の規定において調達契約課の個別事項とされる発注行為を除く。)を執行すること。

(2)及び(3) (略)

(専決)

第15条 この規則の規定により市長の事務を補助執行する場合において、次の各号に定める範囲内で各委員会等の定めるところにより、委員会等の事務局職員が専決することができる。

(1) 教育委員会の事務局職員は、教育委員会の所掌に係る事務について、専決規程別表第1に定める副市長専決区

分以下の事務を専決することができる。

(2) 教育委員会以外の委員会等の事務局職員は、当該委員会等の所掌に係る事務について、専決規程別表第1に定める部長専決区分以下の事務を専決することができる。

<u>補助執行をする職員</u>	<u>相当職</u>
<u>四日市市教育委員会事務局処務規則(昭和39年四日市市教委規則第10号)第4条第1項に規定する副教育長及び教育監</u>	部長
<u>四日市市選挙管理委員会規則(昭和41年四日市市選管規則第1号)第16条第1項に規定する事務局長</u>	
<u>四日市市監査事務局規程(昭和39年四日市市監査委員告示第2号)第2条第1項に規定する事務局長</u>	
<u>四日市市農業委員会事務局規程(昭和36年四日市市農委規程第1号)第2条第1項に規定する事務局長</u>	
<u>四日市市議会事務局設置条例(昭和37年四日市市条例第1号)第3条に規定する事務局長(以下「議会事務局長」という。)</u>	
<u>四日市市上下水道局処務規程(昭</u>	

<p>和 3 3 年四日市市水道局管理規 程第 3 号) 第 3 条第 1 項に定める 部長</p> <p>市立四日市病院事務局規程(平成 1 7 年四日市市病院管理規程第 5 号) 第 3 条第 1 項に定める事務 長</p>	
<p>四日市市議会事務局処務規程(昭 和 3 7 年四日市市議会訓令甲第 1 号) 第 3 条第 1 項に規定する次 長</p> <p>四日市市上下水道局処務規程第 3 条第 4 項に定める次長</p> <p>市立四日市病院事務局規程第 3 条第 2 項に定める次長</p>	<p>次長</p>
<p>四日市市教育委員会事務局処務 規則第 4 条第 1 項に定める課の 長</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に 関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号) 第 3 0 条に基づく教育機 関(学校及び幼稚園を除く。)の 長(四日市市立博物館にあって は、副館長)</p> <p>四日市市選挙管理委員会規則第 1 6 条第 1 項に規定する事務局 次長</p> <p>四日市市監査事務局規程第 2 条 第 1 項に規定する次長</p>	<p>課長</p>

<p><u>四日市市農業委員会事務局規程</u>  <u>第 2 条第 1 項に規定する事務局</u>  <u>次長</u></p> <p><u>四日市市議会事務局処務規程第</u>  <u>3 条第 2 項に規定する課長(以下</u>  <u>「議事課長」という。)</u></p> <p><u>四日市市上下水道局処務規程第</u>  <u>3 条第 1 項に定める課長</u></p> <p><u>市立四日市病院事務局規程第 3</u>  <u>条第 1 項に定める課長</u></p>	
<p><u>四日市市教育委員会事務局処務</u>  <u>規則第 4 条第 3 項に定める課長</u>  <u>補佐</u></p> <p><u>教育機関において課長等の職を</u>  <u>補佐する職</u></p> <p><u>四日市市選挙管理委員会規則第</u>  <u>1 6 条第 2 項に規定する事務局</u>  <u>次長補佐</u></p> <p><u>四日市市農業委員会事務局規程</u>  <u>第 2 条第 1 項に規定する次長補</u>  <u>佐</u></p> <p><u>四日市市議会事務局処務規程第</u>  <u>3 条第 3 項に規定する課長補佐</u></p> <p><u>四日市市上下水道局処務規程第</u>  <u>3 条第 4 項に定める課長補佐</u></p> <p><u>市立四日市病院事務局規程第 3</u>  <u>条第 3 項に定める課長補佐</u></p>	<p>課長補 佐</p>
<p>2 <u>前項に定めるもののほか、次の表の左</u>  <u>欄に掲げる補助執行をする職員は、それ</u></p>	

ぞれ同表の右欄に掲げる事項を専決することができる。

<u>補助執行 をする職 員</u>	<u>事項</u>
<u>副教育長</u>	<u>四日市市奨学金に関するこ と。（定例的かつ軽易なもの を除く。）</u>
<u>教育総務 課長</u>	<u>四日市市奨学金に関するこ と。（定例的かつ軽易なもの に限る。）</u>
<u>学校教育 課長</u>	<u>学校給食費の決定及び納入 通知に関すること。</u>
<u>博物館副 館長</u>	<u>楠歴史民俗資料館の管理運 営に関すること。</u>
<u>議事課長</u>	<u>議場等の使用に関すること。</u>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(総務部総務課)